

株式会社南都銀行が実施する 和物株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社南都銀行が実施する和物株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2025年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

和物株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社南都銀行

評価者：南都コンサルティング株式会社

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社南都銀行（「南都銀行」）が和物株式会社（「和物」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、南都コンサルティング株式会社（「南都コンサルティング」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。南都銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、南都コンサルティングと共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、南都銀行及び南都コンサルティングにそれを提示している。なお、南都銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

南都銀行及び南都コンサルティングは、本ファイナンスを通じ、和物の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、和物がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

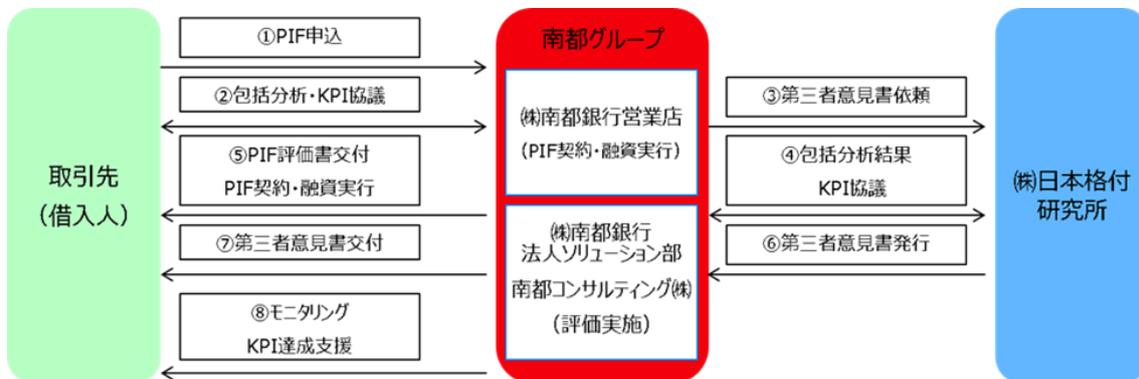
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、南都銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 南都銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：南都銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、南都銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、南都銀行からの委託を受けて、南都コンサルティングが分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・ 本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・ インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・ 借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て南都コンサルティングが作成した評価書を通して南都銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、南都コンサルティングが、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展

形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である和物から貸付人である南都銀行及び評価者である南都コンサルティングに対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
-

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブインパクトファイナンス評価書

評価対象企業：和物株式会社

2025年3月31日
南都コンサルティング株式会社

目次

1. 借入金の概要	2
2. 事業概要	2
組織体制	3
企業理念	3
サービス内容	3
事業概要	4
廃棄物削減への取り組み	5
業界動向	6
SDGsへの取り組み	9
人材・福利厚生	9
3. 包括的分析	10
UNEP FIの定めたインパクト評価ツールにより確認したインパクト一覧	10
和物の個別要因を加味したインパクトの特定	11
インパクトに係る戦略的意図やコミットメント	12
4. KPIの決定	13
ポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容	14
5. インパクトの種類、SDGs、貢献分類、影響を及ぼす範囲	18
6. サステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）	20
7. 南都銀行によるモニタリングの頻度と方法	20

南都コンサルティング株式会社は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF原則）」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、和物株式会社（以下、和物）の包括的なインパクト分析を行った。

株式会社南都銀行は、本評価書で特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、和物に対し、ポジティブインパクトファイナンスを実施する。

1. 借入金の概要

借入人の名称	和物株式会社
借入金の金額	100,000,000円
借入金の資金用途	運転資金
モニタリング期間	5年

2. 事業概要

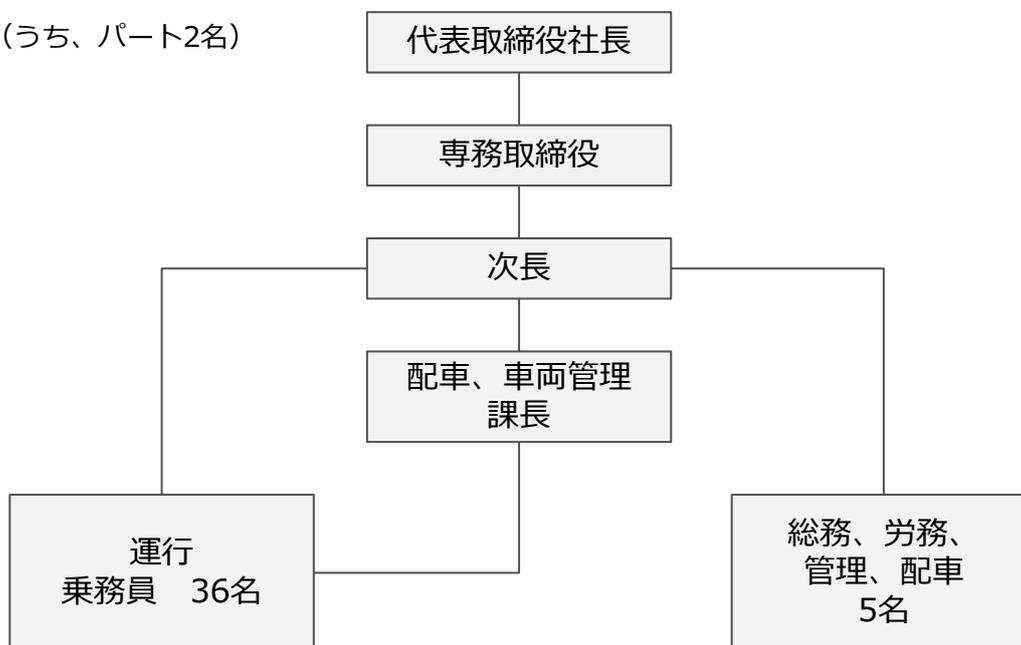
企業名	和物株式会社
従業員数	43名（2025年1月末日時点）
売上高	13億1,550万円（2024年9月期）
資本金	500万円（2024年9月末）
創業	2006年8月
設立	2014年5月
主たる事業内容	一般貨物自動車運送業
所在地	本社 和歌山県紀の川市桃山町調月2134-1 堺営業所 大阪府堺市甲斐町6丁目1-4 堺営業所（車庫）大阪府堺市美原区黒山
取得許認可	一般貨物自動車運送業
主要取引先	ヤマト運輸(株) ほか
保有設備	牽引車（トラクターヘッド）40台、 被牽引車（トレーラー） 40台
関連会社	株式会社和歌山物流

■ 組織体制

和物の組織体制は下図の通りであり、代表取締役社長、専務が中心となって社内を統括している。

<組織図（2025年1月末現在）>

役員 2名
事務所 5名（うち、パート2名）
乗務員 36名



■ 企業理念

輸送のプロとして“物流”を仕事とし
物流活動を通じて安全を永続することで
地域や社会の発展に貢献します。

丁寧・確実・挑戦の精神で
より豊かな未来を実現するため
邁進します。

継続的な企業活動を通じ
従業員と家族の幸福に役立つ会社で
ありつづけます。

■ サービス内容

和物のサービス内容の一例として、下記内容がホームページで紹介されている。

「当社は、高品質な物流サービスの提供、お客様のニーズに合わせた最適な運送方法を提案し、全国の目的地へ安全確実に配送が可能です。
繁忙期や災害・天候トラブル時にも柔軟・確実に対応します。」



■ 事業概要

2006年に現代表取締役が個人創業。
2010年に(株)和歌山物流として法人成りし、
運送業および重油・軽油の販売を営む。

2014年に(株)和歌山物流の運送部門を和物
として独立させ、2015年より和物としての
本格的な営業が開始している。

和物は約40名のドライバーを抱えるとともに、
40台のトレーラーを保有する一般貨物自動車
運送業者で、パレット輸送中心の長距離（一般
貨物路線運行）または、近距離輸送を行っている。

主要荷主はヤマト運輸(株)で、同社の拠点
間輸送に対応しており、創業以来、安定した
取引を継続している。

日本全国へ、
責任をもって、
お届け致します。



<事業拠点>

本社



特徴：和物の本社機能があるメインの事業所。
(株)和歌山物流の本社も同敷地内に所在)

車両設備：トラクターヘッド 30台
トレーラー 30台

堺営業所



特徴：2024年開設。和物には大阪府出身のドライバーも多く、堺営業所の開設により、勤務面で従業員の利便性も高まった。

車両設備：トラクターヘッド 10台
トレーラー 10台

※左記写真は堺営業所車庫

車両整備工場



所在：和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口944-1

特徴：和物の車両整備は、関連会社である(株)和歌山物流が担当している。車両工場には整備士3名が配属されている。

<車両設備>

和物では主にスカニア製、UDトラック製のトレーラーを導入している。

新車導入サイクルは3~5年程度と短く、毎年計画的に10台程度の車両更新を実施している。最新車両を積極的に導入することで、常に最新の環境性能、安全性を有した車両（ドライブレコーダーの全車装備、衝突被害軽減ブレーキなどのセーフティ機能の搭載など）による事業運営に努めている。

和物は持続可能な社会の実現に向け、環境負荷の低減を経営の重要課題と位置づけており、車両の入替においては、多少のコスト増となっても、最新の排出ガス規制に対応した低公害車を積極的に導入し、環境保全への貢献を意識した車両更新を実施している。

また、最新車両の導入は、ドライバーのモチベーションアップにも繋がっている。



<車両整備>

和物はグループ内に整備工場を有しており、車両は月1回以上の点検を実施し、整備面でも安全性の維持向上を図っている。

法律で定められた定期点検にとどまらず、故障した場合の修理や予防整備、エンジンチェック、オイル交換など、様々な整備・点検を実施することが可能で、徹底した整備を行うことで、安全性を確保した輸送を実現している。

<エコドライブの推進>

エコドライブ（※2）とは、燃料消費量やCO2排出量を減らし、地球温暖化防止に繋げる“運転技術”や“心がけ”である。環境に配慮した運転方法により環境保護、資源保護、経済的利益を、さらに心や時間にゆとりをもった穏やかな運転を心がけることによる安全性も追求することが可能となる。

和物ではドライバーに対して社内外の研修などでその重要性を伝えており、エコドライブを排出ガスの抑制、事故防止、経営コスト削減などに繋げている。

（※2）具体的には「無用なアイドリングをやめる」、「経済速度で走る」、「点検・整備を徹底する」、「タイヤの空気圧を適正にする」、「無駄な荷物は積まない」、「空ぶかしをやめる」、「急発進、急加速、急ブレーキをやめる」、「減速時は早めにアクセルを話す」、「車内エアコンの適切な使用」などが該当する。

■ 廃棄物削減への取り組み

車両整備時の部品の取り替えに際して、不要品となった部品も、安全性を確認したうえで、可能な限り他の車両整備で再利用するように心がけている。また、やむを得ず廃棄処分となる部品についてもリサイクル可能な資源ごみの分別を徹底するなど、廃棄物の削減に取り組んでいる。また、新車導入の際、古い車両は中古車として販売することで、トラックの寿命を延ばし、廃棄物の削減に繋がっている。

■ 業界動向

<業界の概要>

トラックを用いた物流は、貨物自動車運送事業法により、不特定多数の荷主から運送依頼を受けて荷物を運送する「一般貨物自動車運送事業」と、単一特定の荷主から運送依頼を受ける「特定貨物自動車運送事業」、軽自動車などの貨物車両を使って荷主の荷物を配送する「貨物軽自動車運送事業」の3つに分けられる。

一般貨物自動車運送事業の中には、不特定多数の荷主の貨物を混載し、ターミナル施設を経由して定期的に輸送を行う「特別積合せ貨物運送事業（特積）」も含まれている。近年は多頻度小口輸送のニーズが高まっており、一般貨物自動車運送（特積除く）においても1台の車両で複数荷主の貨物を輸送する積合せ輸送が増加している。

運送事業者の分布を車両規模別でみると、一般貨物自動車運送業は保有車両台数が10両以下の事業者が最も多く、全体の過半数を占めている。保有車両台数100両以下の事業者で全体の約98%を占めており、100両以上の車両を有する事業者は非常に少なくなっている。

同様に一般貨物自動車運送業の分布に従業員別でみると従業員数10人以下の事業所が約46%、従業員数100人以下の事業者は約97%を占めており、資料規模とほぼ同様の分布となっている。

和物の車両保有台数は40台、従業員数は43人であり、全体の上位20%以内に属している。

運送事業の車両規模別事業者数（2024年3月末現在）

（事業者）

	10両以下	11~20	21~30	31~50	51~100	101~200	201~500	501以上	合計
特積	12	10	11	33	57	82	72	42	319
一般	29,600	13,063	5,923	4,711	2,988	872	252	50	57,459
霊柩	4,567	141	28	20	6	2	1	0	4,765
特定	280	17	3	4	1	0	0	0	305
合計	34,459	13,231	5,965	4,768	3,052	956	325	92	62,848
構成比	54.8%	21.1%	9.5%	7.6%	4.9%	1.5%	0.5%	0.1%	100%

運送事業の従業員規模別事業者数（2024年3月末現在）

（事業者）

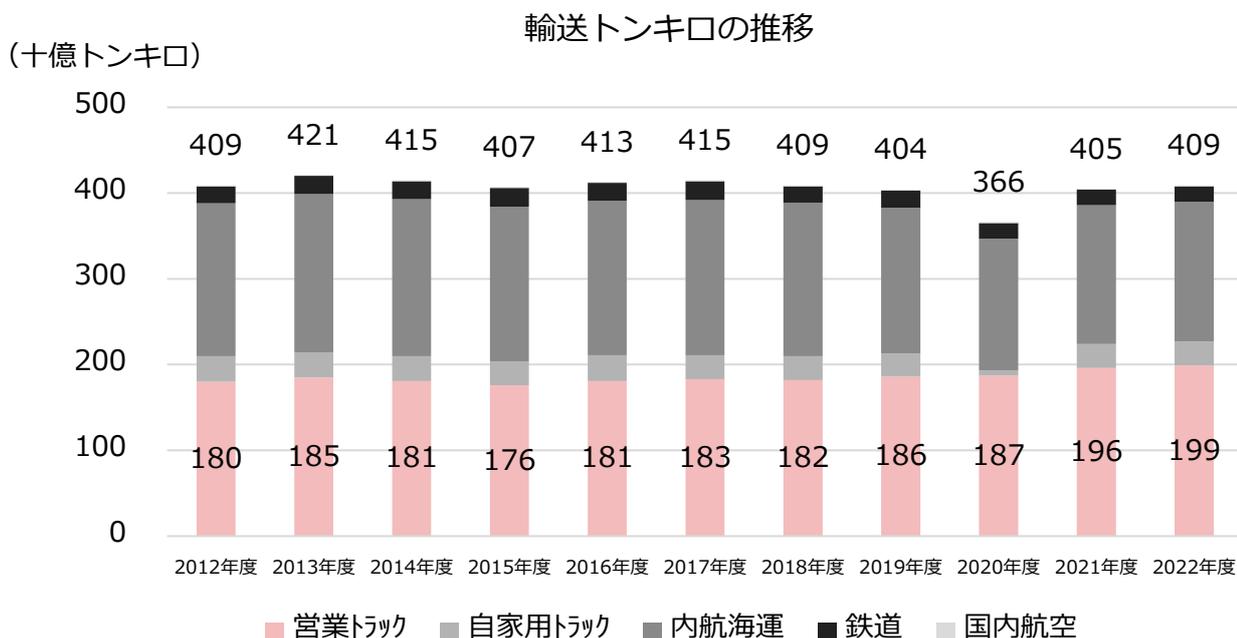
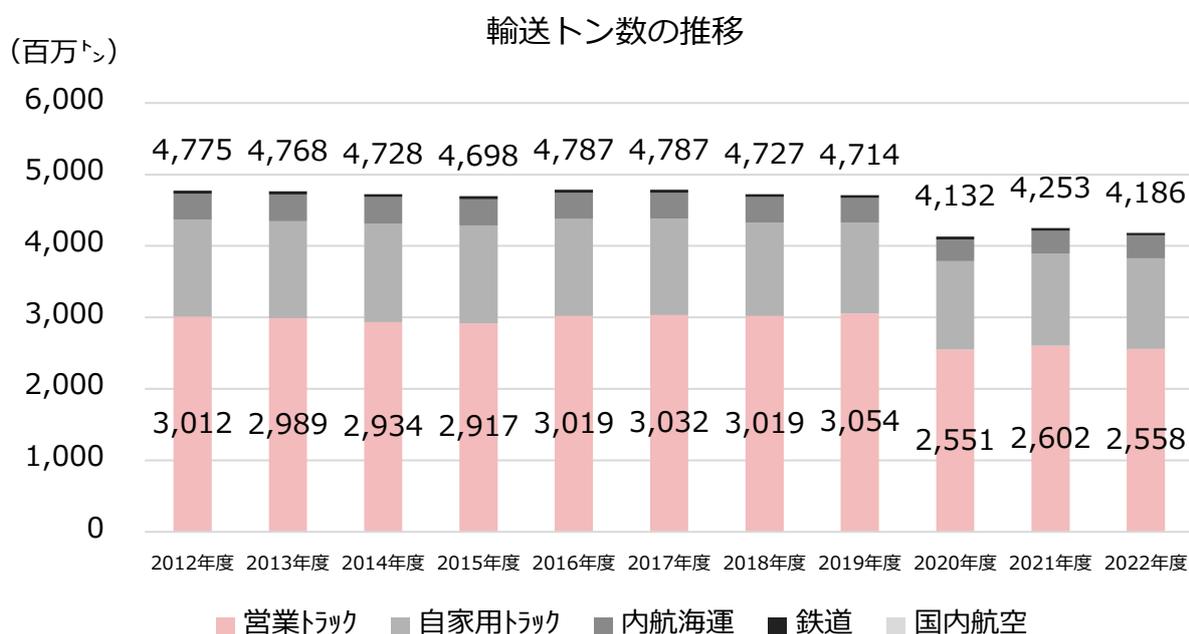
	10人以下	11~20	21~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301~1,000	1,001以上	合計
特積	6	3	8	21	62	75	49	63	32	319
一般	26,599	13,427	6,442	5,228	3,866	1,358	308	178	53	57,459
霊柩	4,191	286	103	86	44	24	12	16	3	4,765
特定	247	35	12	7	3	1	0	0	0	305
合計	31,043	13,751	6,565	5,342	3,975	1,458	369	257	88	62,848
構成比	49.4%	21.9%	10.4%	8.5%	6.3%	2.3%	0.6%	0.4%	0.1%	100%

出所) 国土交通省「貨物自動車運送事業者数（規模別）」

<国内貨物輸送の現状>

日本の国内貨物総輸送量は、トン数では年間約42億トン（2022年度）、トンキロ（※1）では4,090億トンキロ（同）で、トラックの輸送分担率はトンベースで91.4%、トンキロベースで55.5%となる。輸送機関別の推移では、トンベースで営業用トラックがトップで推移している。トンキロベースでみた場合は、営業用トラックと内航海運が1位2位を占めているが、近年は営業用トラックが上回っている。2020年度に新型コロナウイルス感染症の影響から輸送量が減少し、2021年度以降回復傾向にあるが、輸送トン数よりも輸送トンキロの回復幅が大きくなっている。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、サプライチェーンの見直しや生産拠点の分散化が進むなどして、長距離輸送が増加したこと、積載効率の向上や配送ルート最適化など、物流の効率化により、少ない輸送回数で多くの貨物を輸送することが可能になったことなどが理由として考えられる。

（※1）貨物輸送の規模を示す指標。トン数に輸送距離を乗じてその仕事量をあらわした単位。1トンのものを10キロメートル輸送したときは10トンキロとなる。トン数は重さだけを示すが、トンキロは距離を含むので、輸送機関が運んだ物量を表すのに適している。



出所) 公益社団法人全日本トラック協会「日本のトラック輸送産業 現状と課題2024」

<物流業界の「2024年問題」>

物流業界は現在、担い手不足やカーボンニュートラルへの対応など様々な課題を抱えているが、そのような中、2018年6月改正の「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働についても、2024年4月より、年960時間（休日労働含まず）の上限規制が適用された。

併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」（貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象）により、拘束時間等が強化された。

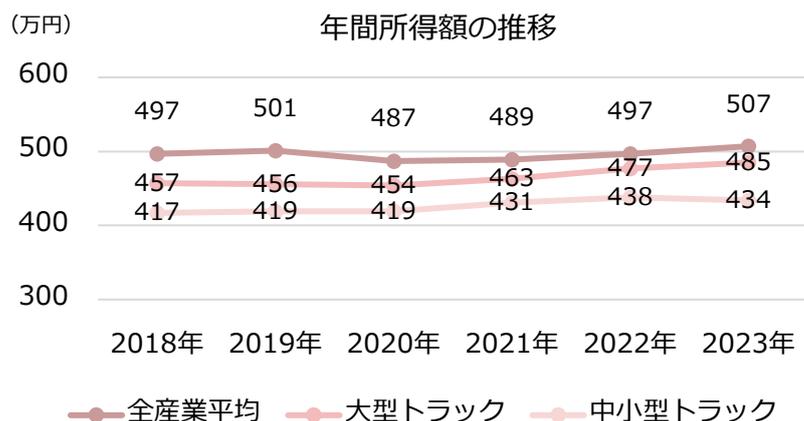
物流業界は、労働時間規制などによる物流への影響について、具体的な対策を講じなければ、物流の停滞が懸念される、いわゆる「2024年問題」に直面している。

主な改正内容

	2024年4月以前	2024年4月以降
時間外労働の上限 (労働基準法)	なし	年960時間
拘束時間 (労働時間+休憩時間) (改善基準告示)	<p>【1日あたり】 原則13時間以内、最大16時間以内 ※15時間超は1週間2回以内</p> <p>【1ヶ月あたり】原則、293時間以内。 ただし、労使協定により、年3,516時間を超えない範囲内で、320時間まで延長可。</p>	<p>【1日あたり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則13時間以内、最大15時間以内。 宿泊を伴う長距離運行は週2回まで16時間 <p>※14時間超は1週間2回以内</p> <p>【1ヶ月あたり】 原則、284時間、年3,300時間以内。 ただし、労使協定により、年3,400時間を超えない範囲内で、310時間まで延長可。</p>

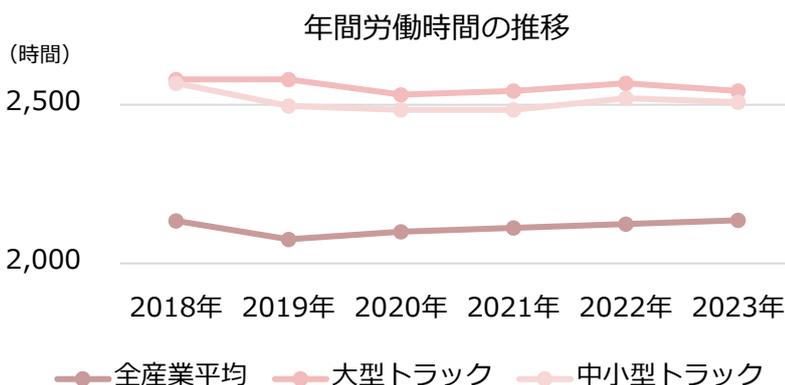
<トラックドライバーの賃金・労働時間>

道路貨物運送業の賃金水準は全産業平均に比べて低い水準で推移している。その一方で、トラックドライバーの年間労働時間は、全産業平均と比較して長時間となっている。



トラックドライバーの年間所得額は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で約4%低く、中小型トラック運転者で約14%低い。

トラックドライバーの年間労働時間は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で408時間（月/34時間）長く、中小型トラック運転者で372時間（月/31時間）長い。



出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ SDGsへの取り組み

和物はSDGsの考えに賛同し、下記のようなさまざまな活動を通じて、持続可能な地域の実現を目指している。

SDGs行動宣言

和物は2023年3月にSDGsへの取り組み方針を定め、持続可能な開発目標の実現・達成に向けた具体的な行動計画を宣言している。

主に取り組む項目として「ワーク・ライフ・バランス」「脱炭素社会の実現」「責任ある企業行動」を掲げており、具体的には、

- ・年齢、性差、国籍を問わず働きやすい職場づくり
- ・CO2の削減
- ・デジタコやドライブレコーダーの全車両への搭載
- ・働きやすい職場認証の三つ星取得に向けた社内改革

などに取り組むとしている。

運送ルールの遵守と、プロとしての責任により、顧客からの信頼を得るだけでなく、長時間労働の是正にも主体的に取り組む、従業員が働きやすく、やりがいのある職場づくりを目指す方針である。

<SDGs行動宣言>



■ 人材育成・福利厚生

人材採用に際しては、年齢、性差を問わない採用を心掛けており、女性ドライバーや高齢者ドライバーも活躍している。従業員の出身地も様々で、特に地元採用にこだわることも無い。和物の最新型のトレーラーが走っている姿を見て、入社を決めた乗務員もいるなど、和物のトレーラーは人材採用面でも活躍している。

人材育成面では、業務に必要な運行管理者などの資格取得を支援しており、研修会や勉強会への参加を促している。また資格取得費用を会社負担とするなど、従業員のスキルアップを積極的に支援している。ドライバーには安全会議などを通じて、業務上のいかなる時も人命の尊重を最優先とし、交通事故の防止に努め、安全輸送に最善を尽くすよう、安全教育を徹底している。

福利厚生面では、ドライバーが長時間運行の際でもストレスなく、出来るだけ快適に過ごせるように、運転室内の環境整備に努めている。具体的には、仮眠時に温かく過ごせるように電気毛布や電気敷きパッドを支給している。また、車内には冷蔵庫を完備している。冷蔵庫を設置することは、ドライバーの食生活の質の向上や快適な休憩環境の提供に繋がっている。

<主な資格等取得者数（2025年1月末現在）>

資格名	取得者数
運行管理者	4名

3. 包括的分析

PIF原則およびモデル・フレームワークに基づき、南都コンサルティング株式会社が定め、所定のインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FIの定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ、ネガティブなインパクトエリア・トピックを判定したものが以下となる。

なお、和物の業種は、国際標準産業分類に基づき「4923 道路貨物運送業」と特定した。

■ UNEP FIの定めたインパクト評価ツールにより確認したインパクト一覧

4923 道路貨物運送業

インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隷		
	児童労働		
	データプライバシー		
	自然災害		
健康および安全性	—		
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食料		
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
	ファイナンス		
	生計	雇用	
賃金			
社会的保護			
平等と正義	ジェンダー平等		
	民族・人種平等		
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		
強固な制度・平和・安定	法の支配		
	市民的自由		
健全な経済	セクターの多様性		
	零細・中小企業の繁栄		
インフラ	—		
経済収束	—		
気候の安定性	—		
生物多様性と生態系	水域		
	大気		
	土壌		
	生物種		
	生息地		
サーキュラリティ	資源強度		
	廃棄物		

■ 和物の個別要因を加味したインパクトの特定

「自然災害」：和物の事業活動において、持続不可能な土地利用は行われていないため、ネガティブインパクトの対象から削除する。

「教育」：従業員のスキルアップを実現するための各種研修や自己啓発制度が整っていることから、ポジティブインパクトの対象として追加する。

「移動手段」：和物の事業活動が商用目的でのモビリティへのアクセスに寄与するものではないため、ポジティブインパクトの対象から削除する。

「零細・中小企業の繁栄」：和物の事業活動が零細・中小企業の経済力の向上に寄与するものではないため、ポジティブインパクトの対象から削除する。

「ジェンダー平等」「年齢差別」：ダイバーシティ等の取り組みを通じて、不平等の是正に努めていることから、ネガティブインパクトの対象に追加する。

「土壌」「生物種」「生息地」：和物の事業活動が土壌の質の悪化や生態系や生物種を混乱させる可能性は低く、車両管理や輸送ルート配慮などにより、悪影響が最小限に留まるための取り組みを行っていることから、ネガティブインパクトの対象から削除する。

「廃棄物」：定期的な車両点検と予防保全により、故障や部品交換の頻度を減らすなど、廃棄物の発生を抑制する取り組みが行われていることから、ネガティブインパクトの対象から削除する。

特定したインパクト一覧

インパクトエリア/トピック	ポジティブ	ネガティブ
健康および安全性		●
教育	●	
雇用	●	
賃金	●	
社会的保護		●
ジェンダー平等		●
年齢差別		●
気候の安定性		●
大気		●
資源強度		●

各インパクトエリア/トピックに対して、ネガティブインパクトとその低減策、ポジティブインパクトとその向上に資する同社の活動をプロットし、更にSDGsのゴール及びターゲットへの対応関係についても評価した。

■ インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトとPIF原則及びモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は以下になる。

No.	インパクト	特定したインパクトの項目
①	従業員が働きがいを持てる労働環境の構築	ネガティブインパクト「健康および安全性」
②	社内環境の整備	ポジティブインパクト「教育」「雇用」「賃金」 ネガティブインパクト「社会的保護」
③	環境に配慮した取り組み	ネガティブインパクト「気候の安定性」「大気」「資源強度」
④	ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み	ポジティブインパクト「雇用」 ネガティブインパクト「ジェンダー平等」「年齢差別」

4. KPIの決定

和物の事業活動が経済・社会・環境に影響を与えるインパクトについて、重点目標に基づく取り組みと指標を設定した。以下がその要約となる。

テーマ	内容	KPI	SDGs
従業員が働きがいを持てる労働環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> 従業員のワークライフバランスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 有給休暇平均取得日数：15日（2030年9月期まで） 働きやすい職場認証制度三つ星認証の取得（2030年9月期まで） 	 
社内環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 運行管理者取得者数：8名（2030年9月期目標） 	 
環境に配慮した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した各種施策の実行 	<ul style="list-style-type: none"> 低公害車両の導入比率100%の維持（2024年9月期導入比率実績100%） 全トレーラーにおける平均燃費を3.5km/ℓまで改善する（2030年9月期目標） 	  

■ ポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容

従業員が働きがいを持てる労働環境の構築

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクトエリア/トピック	ネガティブインパクト「健康および安全性」
影響を与えるSDGsの目標	 
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 従業員のワークライフバランスの充実
毎年モニタリングする目標とKPI	<ul style="list-style-type: none"> 有給休暇平均取得日数：15日（2030年9月期まで） 働きやすい職場認証制度三つ星認証の取得（2030年9月期まで）

和物では、従業員一人ひとりがいきいきと心身の健康を保ち、能力や個性を発揮して働く労働環境を整えることを重要な経営課題の一つとして認識し、健康保持・増進を積極的に図り、安全・健康・快適な労働環境の実現を目指している。従業員の健康に関しては、年間2回の健康診断を実施している。（2024年9月期受診率：100%）

物流業界の「2024年問題」に対して、計画的に対応を行い、昨年度のドライバーの平均月残業時間は月/40～45時間となっている。役職者による従業員の業務管理を徹底することで、時間外労働を少しでも少なくできるように努める方針である。（残業の事前申請の徹底、役職者による取得状況のチェックなどにより、残業時間は法律に基づいて厳正に運用されている）

有給休暇取得推進に取り組んでおり、2024年度の有給休暇平均取得日数は約10日であった。（各従業員が年間5日以上の有給休暇を取得している）休暇の取得を促進するために、ドライバーの休暇希望を定期的に確認し、配車の段階で希望通り休暇が取得できるように調整している。

和物では、職場環境改善に向けた取り組みの「見える化」に努め、2020年度に「働きやすい職場認証制度（※3）」の一つ星認証を取得している。同制度は各認証項目の達成状況に応じて、「一つ星」・「二つ星」・「三つ星」の3つの認証段階が設けられており、「一つ星」から順を追って上位の認証段階に進むことができることから、職場環境改善への取り組みを更に進めるために、「働きやすい職場認証制度」の三つ星認証の取得を目指す方針である。

（※3）職場環境改善に向けたトラック、バス、タクシー事業者の取り組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進し、各事業者の人材確保の取り組みを後押しすることを目的とした制度。

一つ星認証マーク	二つ星認証マーク	三つ星認証マーク
 <p>法令遵守し、労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを一定程度実施していると認められた事業者です。</p>	 <p>法令遵守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを相当程度実施していると認められた事業者です。</p>	 <p>法令遵守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを十分に実施していると認められた事業者です。</p>

出所) 一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度HP」

社内環境の整備

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト、ネガティブインパクト
インパクトエリア/トピック	ポジティブインパクト「教育」「雇用」「賃金」 ネガティブインパクト「社会的保護」
影響を与えるSDGsの目標	 
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得の支援
毎年モニタリングする目標とKPI	<ul style="list-style-type: none"> 運行管理者取得者数：8名（2030年9月期目標）

和物では人口減少や働く価値観の変化など、社会環境の変化と同様に労働環境においても大きく変化している状況の中、従業員の多様な働き方をサポートできるような社内環境整備に努めている。従業員は働きがいをもってモチベーション高く仕事に取り組むことが出来ており、従業員の安定雇用に繋がっている。

処遇面では頑張ったものには報いたいとの思いから、同業他社と比較して高水準の賃金が確保されており、不当な賃金格差も存在しない。（基本給の水準が高く、乗務手当などの諸手当も充実している。なお、今後も賃上げに継続的に取り組む方針である。）

社内環境の整備に関して、現在実施中のものとしては、中途採用の強化、定年再雇用制度、産前産後休暇、育児休業、介護休業などが挙げられる。今後においても従業員の意見に耳を傾け、必要な制度拡充を検討しており、社員の多様な働き方をサポートできるような、社内環境整備に努めている。

自己啓発支援制度としては、資格取得にかかる試験代、研修代などは全て会社負担とすることで、従業員が積極的に資格取得が行えるように支援している。和物には現在4名の運行管理者（※4）が在籍しているが、今後計画的に資格取得者を増やす方針である。

少子高齢化の影響から、人材不足が社会的な問題となる中、社内環境を充実させることで、今後も安定した人材採用・確保を進めていく方針である。

（※4）事業用自動車の安全運行を確保するために、営業所ごとに車両数に応じた人数の運行管理者を配置することが義務付けられている。主な業務：ドライバーの乗務割の作成、乗務記録の管理、休憩・睡眠施設の保守管理、ドライバーの指導監督、業務前後の点呼によるドライバーの疲労・健康状態等の把握や安全のための指導など。

環境に配慮した取り組み

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクトエリア/トピック	ネガティブインパクト「気候の安定性」「大気」「資源強度」
影響を与えるSDGsの目標	  
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した各種施策の実行
毎年モニタリングする目標とKPI	<ul style="list-style-type: none"> 低公害車両（※5）の導入比率100%の維持（2024年9月期導入比率実績100%） （※5）最新の排出ガス規制基準をクリアしている車両 全トレーラーにおける平均燃費を3.5km/ℓまで改善する（2030年9月期目標）

環境問題への関心の高まりで、排気ガスに含まれるNox（窒素酸化物）やPM（粒子状物質）の規制は年々厳しくなっており、トラックに対しても高い環境性能が強く求められている。和物では最新の低公害車両の導入に加えて、エコドライブを促進することで、NoxやPMの排出制限に努めており、今後も車両の入替に際しては、多少のコスト増となっても、環境に配慮した低排出ガス車や低燃費車を継続して導入することで、大気汚染防止に貢献する方針である。

和物はエコドライブによる燃費向上により、CO2排出量を減らすことで、環境保護に貢献したいと考えている。（2024年9月期平均燃費：3.0km/ℓ）エコドライブの重要性について、社内外の研修などでドライバーに対して伝えており、各ドライバーの意識向上を排出ガスの抑制に繋がれたいと考えている。全ての車両で燃費測定を実施しており、各ドライバーは自身の燃費傾向を把握した上で、目標とする平均燃費に近づけるよう、車両運転に細心の注意を払っている。燃費の悪いストップアンドゴーは出来るだけ避けるように注意し、速度ムラのない、加減速の少ない運転に努めている。

エコドライブの推進により、環境面、安全面、経営面のメリットを享受

エコドライブ＝穏やかな運転



出所) 公益社団法人全日本トラック協会「エコドライブ推進手帳」

その他、和物がインパクトとして特定した項目の中でKPIとして目標を設定しなかったものについて以下にその取り組み内容を要約する。

テーマ	内容	SDGs
ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー、国籍、年齢、障がいの有無などにとられない、従業員採用を行う 	

【ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み】

インパクトトピック：ポジティブインパクト「雇用」

ネガティブインパクト「ジェンダー平等」「年齢差別」

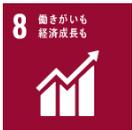
和物は採用に際して、ジェンダー、国籍、年齢、障がいの有無にはとられていない。多様な人材の活用を推進しており、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働ける職場づくりを進めている。物流・運送業界は「2024年問題」によってドライバー不足の加速、深刻化が懸念されており、これまで以上に多様な人材の労働参加が重要となる。和物は引き続き、多様な人材雇用を促進し、従業員が安心して労働できる環境整備に努める方針である。

主な取り組み	具体的な取り組み内容
女性社員の雇用の向上	女性ドライバーの採用に努めている 全ドライバー数36名（うち女性ドライバー2名）
定年延長	これまで60歳であった定年を65歳に延長している（2019年より） 65歳以上はアルバイトとして雇用を継続する方針である
その他	過去には外国人を採用した実績あり 障がい者雇用の増加にも取り組んでいる

5. インパクトの種類、SDGs、貢献分類、影響を及ぼす範囲

和物の事業活動は、SDGsの17のゴールと169のターゲットに以下のように関連している。

従業員が働きがいを持てる労働環境の構築

SDGsの17目標	ターゲット	内容
	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

期待されるターゲットの影響：従業員一人ひとりがいきいきとした働きやすい職場環境で、心身の健康を保ち、能力や個性を発揮して働く環境を整えることで、持続可能な経営の実現に貢献する。

社内環境の整備

SDGsの17目標	ターゲット	内容
	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

期待されるターゲットの影響：社員の多様な働き方をサポートできるような、社内環境整備が行われている。社員は働きがいをもってモチベーション高く仕事に取り組むことが出来ており、従業員の安定雇用に繋がっている。

環境に配慮した取り組み

SDGsの17目標	ターゲット	内容
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
 11 住み続けられる まちづくりを	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 13 気候変動に 具体的な対策を	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響：低公害車両の導入とあわせて、エコドライブによる燃費向上を実現することで、CO2排出量を削減する。

その他、KPIを設定しないインパクトについて、SDGsの17のゴールと169のターゲットとの関連性は以下の通り。

ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み

SDGsの17目標	ターゲット	内容
 10 人や国の不平等 をなくそう	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響：ジェンダー、国籍、年齢、障がいの有無にとらわれない従業員の採用、管理職への登用を実現し、ダイバーシティ&インクルージョンに取り組むことの有用性を啓発する。

6. サステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

本ポジティブインパクトファイナンスに取り組むにあたり、和物では、新井康人代表取締役を最高責任者とし、事業活動とインパクトレーダー、SDGsとの関連性、KPIの設定について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。本ポジティブインパクトファイナンス実行後においても、社員一人一人が目標達成に向けて取り組み、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営の実現を目指していく。各KPIは田中専務が統括し、達成度合いをモニタリングしていく。

和物では下記推進体制の構築により、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取り組み、和歌山県をリードしていく企業を目指す。バリューチェーンの観点では、環境汚染や人権問題等に配慮された調達・製造・販売・使用・処分を行なうことが責務であるとの認識のもと、環境・健康配慮を徹底した事業展開を実施していく。

和物の最高責任者	代表取締役 新井康人
和物のモニタリング担当者	専務取締役 田中淳也

7. 南都銀行によるモニタリングの頻度と方法

本ポジティブインパクトファイナンスで設定したKPIの達成及び進捗状況については、南都銀行と和物の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。

具体的には決算が9月のため、12月に関連する資料を南都銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。南都銀行は、KPI達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは南都銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

モニタリング方法	対面、Web会議等、モニタリング方法の指定はない 定例訪問などを通じて情報交換を行う
モニタリングの実施時期、 頻度	毎年12月に、年1回程度実施する
モニタリングした結果の フィードバック方法	KPI等の指標の進捗状況を確認する 必要に応じてKPI達成のために必要なノウハウの 提供、外部資源とのマッチングを検討するなど、 KPI達成をサポートする

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、南都コンサルティング株式会社が、南都銀行から委託を受けて実施したもので、南都コンサルティング株式会社が南都銀行に対して提出するものです。
2. 南都コンサルティング株式会社は、依頼者である南都銀行および南都銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する和物から供与された情報と、南都コンサルティング株式会社が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル 設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件に関するお問い合わせ先>

南都コンサルティング株式会社

マネージングディレクター 小西 徹

〒630-8677

奈良県奈良市大宮町四丁目297番地の2

TEL:0742-93-3102 FAX:0742-93-3103